

1 5.6. 在宅医療の推進

2

3 ○ 在宅医療は、患者のQOLの維持向上という観点から、乳幼児から高齢  
4 者まで全世代を対象として、その推進がなされるべきものである。もとより、  
5 できる限り住み慣れた家庭や地域で生活を送れるよう、また、身近な人に囲  
6 まれて在宅での死を迎えることができるよう、支援する体制の構築を一層推  
7 進する必要がある。

8 ○ なお、入院治療が望ましい場合や、患者や家族が在宅での療養を望まない  
9 場合にまで強要される性格のものではなく、介護保険等の様々な施策との適  
10 切な役割分担・連携も図りつつ、患者・家族が希望する場合の選択肢となり  
11 得る体制を地域において整備することが重要である。

12 ○ 特に、高齢化の進展が著しい我が国において、高齢者に対する医療をどう  
13 確保していくか、とりわけ、人としての尊厳の保持という観点も踏まえ、終  
14 末期医療を含む在宅医療をどう確保していくかは、今後の大きな課題である。

15 ○ 具体的には、高齢者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら  
16 生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での死を迎えることを選  
17 択ができるよう、支援する体制の構築を一層推進する必要がある。

19 ○ 在宅医療に関する患者・国民の選択に資する情報が積極的に提供される環  
20 境整備、在宅医療を担うことのできる人材の養成、在宅医療に係る地域の医  
21 療連携体制の構築など、医療提供体制改革の各課題の解決が、在宅医療の推  
22 進につながると考えられる。

23 ○ 訪問看護サービスの充実・普及、薬局・薬剤師の積極的な関与、医療機関  
24 における退院調整機能の促進など、主治医をはじめ、多職種が協働して患者  
25 を支える体制整備が必要であり、在宅医療に係る医療連携体制を地域ごとに  
26 構築することが必要である。また、原則として医行為でない行為についての  
27 医政局長通知（平成17年7月26日〇月〇日医政発第0726005〇〇〇号）  
28 が出されている《調整中》ところであり、この周知を図ることが必要である。

30 ○ 終末期を家庭で迎えるためには、かかりつけ医と容態急変時の受入病院の  
31 確保や、死亡診断書や麻薬の取扱いの問題など、新たな看護のあり方に関する  
32 検討会報告書（平成15年3月）を踏まえ、関係者の連携と総合的な取組  
33 を図る必要がある。

34 ○ なお、在宅医療の場面に限られるものではないが、終末期の医療のあり方  
35 について、終末期医療に関する調査等検討会報告書（平成16年7月）を踏